

報道関係者各位

令和7年10月28日

第55回舞鶴市都市計画審議会の結果について

10月27日に行われた舞鶴市都市計画審議会で、次の都市計画の決定について原案のとおり可決されました。

1. 可決された内容

- 舞鶴都市計画 特定用途誘導地区（伊佐津地区）の決定
- 舞鶴都市計画 伝統的建造物群保存地区（吉原地区）の決定

2. 今後のスケジュール

今後、下記の条例（案）を3月の舞鶴市議会に上程し、条例の公布と同日付で、決定地区についても告示予定です。

- 舞鶴市特定用途誘導地区内（伊佐津地区）における建築制限の緩和に関する条例
- 舞鶴市伝統的建造物群保存地区内（吉原地区）における建築制限の緩和に関する条例



SDGs未来都市

舞鶴市 都市計画課（担当：上羽、山下）
〒625-8555 舞鶴市字北吸1044
[TEL:0773-66-1024](tel:0773-66-1024)、[FAX：0773-62-9891](tel:0773-62-9891)
E-mail:tokei@city.maizuru.lg.jp